

諮問第 19 号の答申

港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について（案）

本委員会は、港湾調査（基幹統計）の指定の変更及び港湾調査（基幹統計調査）の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

I 港湾調査の名称に係る指定の変更

1 変更の適否

指定を変更して差し支えない。

2 理由

基幹統計の名称を「港湾調査」から「港湾統計」に変更することについては、統計法（平成 19 年法律第 53 号）の趣旨に沿ったものであり、また、港湾調査（基幹統計調査）の結果が既に「港湾統計（年報）」等と称して公表されている実態を踏まえたものであることから、適当である。

II 港湾調査の内容の変更

1 承認の適否

統計法第 10 条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない。

2 理由

(1) 調査対象港湾

調査対象港湾については、月次調査の対象である甲種港湾を 172 港から 160 港に、年次調査の対象である乙種港湾を 642 港から 557 港にそれぞれ変更する計画である。

これについては、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）における港湾種別、貨物取扱実績等に基づく「港湾調査対象港湾選定基準」（平成 17 年国土交通省交通調査統計課作成）に沿って、近年の貨物取扱実績、港湾の新設、統廃合等を踏まえ、平成 11 年以来的見直しを行うものであり、現在の港湾の実態に即した的確な統計の整備に資するものであることから、適当である。

(2) 報告を求める事項

主要港湾における港湾と陸上後背地との間の貨物の流動実態を把握する陸上出入貨物調査（5 年で全国を一巡。平成 19 年以降休止中）、臨港地区等における貨物の保管等の実態を把握する上屋・倉庫・貯留場調査（甲種港湾を対象に毎月実施）等については、港湾を取り巻く状況の変化等を踏まえ、報告を求める事項から削除する計画である。

これについては、近年、①港湾整備について、港湾の陸上勢力圏を踏まえた全国的な適正配置といった量的な整備から、国際競争力強化の観点から現存する港湾の高規格化といった質的な整備が求められる状況に変化していること、②物流形態の多様化及び効

率化により、臨港地区等における上屋、倉庫及び貯留場の重要性が相対的に低下していること、③当該調査結果の利用が一部の港湾管理者に留まっていること等から、引き続き港湾調査の一部として全国一律にとらえる必要性が乏しくなっているため、適当である。

なお、今回削除する事項については、コンテナ貨物等の全国的な流動実態を把握する「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」及び「内貿ユニットロード貨物流動調査」（いずれも5年程度の周期の一般統計調査）並びに倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づく四半期ごとの報告（倉庫統計季報として公表）において類似の情報が把握されているところである。

(3) 集計事項

集計事項については、上記(2)の報告を求める事項の削除に合わせて、関連する集計事項を削除する計画であり、これについては、報告を求める事項の削除に対応した措置であることから、適当である。

(4) 電磁的記録の保存期間

都道府県知事から提出される集計表を基に作成した集計用電磁的記録については、保存期間を2年間から永年に変更する計画であり、これについては、統計法第8条第3項に基づく基幹統計に関する情報の長期的かつ体系的な保存等に資するものであることから、適当である。

(5) その他

ア 港湾調査は、我が国港湾における貨物の流動実態をとらえる唯一の基幹統計調査であり、現時点で他の基幹統計調査との重複は認められない。

イ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、港湾調査についての直接的な指摘はないものの、各調査に共通する事項である行政記録情報等の活用については、既に、主要港湾について港湾法に基づく入出港届及び関税法（昭和29年法律第61号）に基づく輸出入申告に係る情報（いずれも電磁的記録化されたもの）を活用して報告義務者の負担軽減等に取り組んでおり、現時点で特段の問題は認められない。

3 今後の課題

(1) 調査対象港湾については、我が国港湾の利用実態をより適切にとらえる観点から、今後、5年程度の周期で定期的に見直しを行う必要がある。

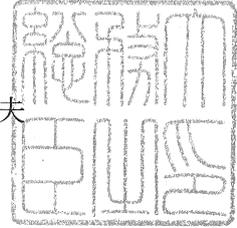
(2) 港湾調査の実施に当たっては、上記2(5)イのとおり、既に入出港届及び輸出入申告に係る情報の活用に取り組んでおり、高く評価できるところであるが、主要港湾に留まっていること等から、港湾関連手続きの電子化の更なる進展状況等を踏まえ、報告義務者の負担軽減等の観点から、その活用港湾の拡大を図るなど、行政記録情報等の一層の活用について検討を行う必要がある。



総政企第195号
平成21年6月8日

統計委員会委員長
竹内 啓 殿

総務大臣 鳩山 邦夫



諮問第19号

港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について（諮問）

標記について、平成21年5月29日付け国総情交第29号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、基幹統計の指定の変更及び基幹統計調査の変更の承認に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第3項及び第11条第2項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(港湾調査（基幹統計）の指定の変更及び港湾調査（基幹統計調査）の変更について)

I 港湾調査の指定の変更

1 指定の経緯

港湾調査は、我が国における港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的として、昭和22年6月に旧統計法（昭和22年法律第18号）第2条の規定に基づき指定（指定統計第6号）され、平成21年4月の新統計法（平成19年法律第53号）の全面施行により、基幹統計とされている。

2 変更の内容

港湾調査は、現在、基幹統計及び基幹統計調査としての名称が同一となっているところ、基幹統計は、行政機関が作成する統計のうち、公的統計の体系の根幹を成すものとして重要性が特に高い統計であり、当該統計の名称と当該統計の作成を目的とする統計調査（基幹統計調査）の名称とを明確に区分する観点から、基幹統計の名称を「港湾統計」に変更する。

II 港湾調査の変更

1 調査の目的等

港湾調査は、我が国における港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的として、昭和23年1月以降、毎月実施されている。

2 変更の趣旨

「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）において、ニーズに即した新たな統計の整備を図る一方、既存統計調査を見直し、ニーズの乏しい統計調査を廃止する等、統計調査の整理合理化を進めることとされたこと、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、報告者の負担軽減や統計の品質の維持・向上等の視点に留意しつつ、引き続き既存統計の見直し等を推進するとされたことなどを踏まえ、調査対象港湾を見直すとともに、平成19年から休止している陸上出入貨物調査の廃止等を行う。

3 変更内容

(1) 調査対象港湾の見直し

調査の効率化及び報告義務者の負担軽減を図るため、①貨物取扱実績等に基づき毎月調査対象とする「甲種港湾」と毎年調査対象とする「乙種港湾」の指定区分の変更、②新規に開港して稼働している港湾の追加、③利用実績が著しく低い港湾の削除、④港湾の統廃合の反映等、調査対象港湾の見直しを行う。

(2) 調査事項の改廃

ア 陸上出入貨物調査の廃止

平成 19 年から休止している陸上出入貨物調査は、従来、港湾と陸上後背地間の貨物の流動等を把握し、全国における港湾の適正配置等の検討に資することを目的として実施されてきたところである。

しかしながら、①現在に至るまで一定の港湾整備が行われるとともに、近年、国際競争力強化の観点から、港湾の量ではなく質的な整備が重要視されるなど、港湾整備を取り巻く状況が変化していること、②近年、調査結果の利用が一部の港湾管理者等に留まっていることなどから、引き続き港湾調査の一部として全国一律に実施する必要性が乏しくなっている。

このため、報告義務者の負担軽減等の観点も考慮し、廃止する。

イ 上屋・倉庫・貯留場調査の廃止

上屋・倉庫・貯留場調査は、港湾における貨物の荷捌き、保管等の施設整備の検討に資することを目的として実施されてきたところである。

しかしながら、近年、①物流における在庫管理等のコスト意識の変化やインフラ環境の変化（アクセス道路等の整備）により、臨港地区以外の物流基地における貨物の荷捌きが増加するなど、物流の多様化に伴い港湾における上屋、倉庫及び貯留場の重要性が相対的に低下していること、②調査結果の利用が一部の港湾管理者等に留まっていることなどから、引き続き港湾調査の一部として全国一律に実施する必要性が乏しくなっている。

このため、報告義務者の負担軽減等の観点も考慮し、廃止する。

※ 倉庫の使用状況については、倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）及び同法施行規則（昭和 31 年運輸省令第 59 号）第 24 条第 5 号の規定に基づく四半期ごとの報告により倉庫統計季報が公表されている。

ウ 調査事項の整理

調査事項としていた鉄道連絡船（鉄道会社が運航）は、調査票の航路名欄に「鉄道連絡」と記載されたものについて、他の船舶と区分して船舶乗降人員等の集計を行ってきたものであるが、唯一の航路であった宮島航路の運航主体が平成21年4月から変更となり、鉄道連絡船に該当する船舶が存在しなくなったことから、調査事項から削除する。

港湾調査の概要

調査の目的

我が国における港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的として、昭和23年から毎月実施されている。

調査の概要

<現行>

調査の種類

- ①甲種港湾調査
 - 船舶・旅客・貨物調査(第1号様式)
 - 上屋・倉庫・貯留場調査(第2号様式)
- ②乙種港湾調査(第3号様式)
- ③陸上出入貨物調査(第4・5号様式)

調査期日

- ①毎月末日に月間調査を実施
- ②毎年12月末日に年間調査を実施
- ③毎年10月末日に月間調査を実施

※③は平成19年以降休止

範囲

- ①甲種港湾172港、②乙種港湾642港、
- ③指定港湾110港(5地域に分割、毎年1地域)

※甲種港湾・・港湾法に基づく重要港湾、外国貿易貨物の取扱実績が年1万トン以上ある港湾等
乙種港湾・・港湾管理者が設立され、貨物取扱量が年50トン以上ある甲種港湾以外の港湾等
指定港湾・・甲種港湾のうち、国土交通大臣が指定した港湾

流れ

国土交通省—都道府県—調査員—報告義務者
(報告義務者:港湾管理者、港湾運送事業者、船舶運航事業者等)

<変更案>

- ①甲種港湾調査
 - 船舶・旅客・貨物調査(第1号様式)
- ②乙種港湾調査(第2号様式)

※上屋・倉庫・貯留場調査及び陸上出入貨物調査は廃止

- ①毎月末日に月間調査を実施
- ②毎年12月末日に年間調査を実施

- ①甲種港湾160港
- ②乙種港湾557港

結果の公表

<主な集計事項>

- ①甲種港湾
 - ア 港別船舶種類別の入港船舶隻数及び総トン数
 - イ 港別の出入貨物トン数、車種別航送車両台数、コンテナ個数
 - ウ 港別船舶乗降人員
 - エ 品種別都道府県別出入貨物トン数、品種別仕向(仕出)国別のトン数、港別仕向(仕出)国別のコンテナ個数及びシャーシ台数 等
- ②乙種港湾
 - ア ①のア～ウ
 - イ 品種別都道府県別出入貨物トン数 等

<公表時期> ①のア及びイ：調査月の翌日から2か月以内に月報として公表
上記以外：調査の年から1年以内に年報として公表

<結果の利用> ○ 社会資本整備重点計画の基礎資料
(取扱貨物量等に応じたコンテナターミナル、航路等の整備)
○ 港湾管理者が策定する港湾計画の基礎資料(将来貨物量の推計等)

サービス統計・企業統計部会の審議状況について

第9回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日時 平成21年7月21日(火) 16:00～17:55
- 2 場所 中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、椿臨時委員、田付専門委員、山内専門委員、山口専門委員
審議協力者(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、東京都、千葉県、横浜市)
調査実施者(伴国土交通省交通統計室長ほか)
事務局(高木内閣府統計委員会担当室参事官、犬伏総務省統計審査官ほか)
- 4 議題 港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について

5 議事の概要

- (1) 事務局から前回部会の結果概要及び第24回統計委員会における意見等の概要について、調査実施者から前回部会及び第24回統計委員会において出された意見等に対する回答についてそれぞれ説明が行われた。

これらの説明に対する主な意見等は、以下のとおりである。

<行政記録情報の活用について>

- 輸出入貨物の税関への申告情報を港湾調査に活用するに当たっては、どのような理由や方法によって船舶運航事業者等の同意を得ているのか。また、行政記録情報の活用にあたって法的な仕組みは整備されていないのか。
 - 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和52年法律第54号)第18条に基づく輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(いわゆるNACCセンター)の職員等の秘密保持義務との関係から、各都道府県において国土交通省が定めた様式(同意書)によって事業者ごとに同意を得ている。
 - 統計法(平成19年法律第53号)第29条において、行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成等に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができることとされている。また、同法第31条において、総務大臣は、基幹統計の作成のために必要があると認めるときは、必要な資料の提供その他の協力を求めることができることとされている。なお、本年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」においても、今後、行政記録情報を積極的に活用することが盛り込まれたところである。
- 海上貨物の輸出入許可件数のうち、約95パーセントが海上貨物通関情報処理システム(Sea-NACCS)により処理されているが、当該申告情報を港湾調査に活用することに同意している船舶運航事業者等は何社ぐらいとなっているのか、次回部会まで

に資料を提出してもらいたい。

<国際比較可能性について>

- 国際比較が可能なデータの整備に対するニーズは高く、港湾施設（ガントリークレーンの種類及び数）、岸壁（バース数及び水深）、寄港航路等については、ある程度把握することは可能と思われるが、諸外国における港湾コスト（港湾施設使用料、荷役にかかるコスト等）の把握が非常に難しいのが実態ではないか。
- 港湾調査において把握すべき事項とは思わないが、我が国における港湾コストは、どのようにして把握することが可能なのか。
 - 我が国における港湾コストについては、各港湾管理者が個別に把握しているところであるが、諸外国の港湾については、ポートセールスの一環として船舶運航事業者等に情報提供されている当該港湾のパンフレット等から把握している。
 - 横浜港の場合、公共バースの港湾施設使用料、荷役にかかるコスト等については、港湾管理者において把握しているところであるが、埠頭公社や民間事業者が管理するバースについては、必ずしもすべて把握できているわけではない。

(2) 前回部会に引き続き、事務局の審査メモに基づき、①統計技術的な合理性・妥当性の観点（集計事項の整理及び電磁的記録の保存の永年化について）、②重複範囲の合理性の観点及び③「公的統計の整備に関する基本的な計画」との整合性について審議が行われた結果、総務省における事前審査の結果のとおりとすることで部会として了承された。

(3) 事務局から答申（骨子案）について説明が行われた後、審議が行われた。

この結果、今回の港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更については、基本的に諮問のとおり承認することで部会として了承されたが、港湾調査の内容の変更における「2 理由」及び「3 今後の課題」については、以下の意見を踏まえ、次回部会までに事務局において整理することとされた。

- 今回の変更によって削除する事項については、基幹統計調査としてとらえる必要性が乏しくなったことが背景にあるが、統計の継続性等の観点から、他に代替性のある一般統計調査等が存在することを答申の中に明記すべきではないか。
- 統計法の全面施行により、匿名データの作成及び提供並びに委託による統計の作成等の二次的利用が新たに制度化されたことに関連して、港湾調査の結果として公表されている統計以外に、今後の二次的利用のニーズに適切に対応するための検討を行うことが必要ではないか。
- 港湾調査の結果の公表については、特に月報について相当遅れが生じていることから、これを是正するような措置を講じるとともに、主要港湾の集計結果を速報として公表することを検討する必要があるのではないか。

6 次回予定

次回は8月7日（金）14時から総務省第2庁舎6階特別会議室で開催し、答申案について審議を行うこととされた。

第10回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日時 平成21年8月7日（金）14:00～15:30
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、椿臨時委員、田付専門委員、山口専門委員
審議協力者（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、東京都、千葉県、横浜市）
調査実施者（伴国土交通省交通統計室長ほか）
事務局（北田内閣府統計委員会担当室参事官、犬伏総務省統計審査官ほか）
- 4 議題 港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について

5 議事の概要

- (1) 事務局から前回部会の結果概要について、調査実施者から前回部会において出された意見等に対する回答についてそれぞれ説明が行われた。

これらの説明に対する主な意見等は、以下のとおりである。

<行政記録情報の活用について>

- 海上貨物の輸出入許可件数のうち、約95パーセントが海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）により処理されているが、5大港における当該データの活用の割合が7割程度に留まっている理由は何か。
 - いずれの港湾も輸入については高い割合になっているが、輸出については、税関申告後にコンテナ詰めが行われるケースも多く、その場合には、Sea-NACCSのデータではどのコンテナか不明なこともあることから、相対的に割合が低くなっている。
 - 港湾調査では、貨物の数量は原則として「フレート・トン」によることとされており、容積は1.133立方メートル（40立方フィート）を、重量は1,000キログラムをそれぞれ1トンとし、容積と重量のうちいずれか大きい方の数値を採ることとなっているが、Sea-NACCSには重量ベースしか入力されていない場合があるなどの理由によるものである。
- 港湾調査にSea-NACCSデータを円滑に活用するため、国土交通省において、品目分類やフレート・トンに関する対応表を作成していないのか。
 - HSコード（貿易統計に係る品目分類）を港湾調査の81品目に変換する対応表については、横浜市等において作成したものがSea-NACCSデータを活用している他の港湾でも使用されている。一方、重量と容積の対応については、梱包等の荷姿の違いによって容積は変わってしまい、一律に重量トンから容積トンを算出することは困難であることから、その実態に応じて港湾管理者において個別に把握することが適当と考えている。

- (2) 事務局から答申（案）の朗読及び説明が行われた後、項目ごとに順次審議が行われ、その結果、以下のような意見があり、所要の修正を行うことで部会として了承された。

なお、答申（案）の修正文の表現については、部会長に一任することとされた。

<港湾調査の内容の変更における「理由」について>

- 「調査対象港湾」については、「平成 11 年以來の抜本的な見直しを行うもの」と記述されているが、「港湾調査対象港湾選定基準」に沿って行うものであり、「抜本的な」という表現は不要ではないか。
→ 誤解のないよう表現を修正。
- 「報告を求める事項」のなお書きにおける「内貿ユニットロード貨物流動調査」は、過去の実施状況をみると、必ずしも 5 年周期に実施されていないことから表現を修正すべきではないか。
→ 実態に合わせて表現を修正。
- 「報告を求める事項」のなお書きについては、他の統計調査等により同じ情報が把握できるという趣旨ではないことから、「おおむね」を「類似の情報が」に修正すべきではないか。
→ 指摘のとおり、表現を修正。

<港湾調査の内容の変更における「今後の課題」について>

- 行政記録情報等の活用については、既に、Sea-NACCS データを中心に活用に取り組んでいるところであるが、今後とも、報告義務者の負担軽減等の観点から、当該データを活用する港湾の範囲の拡大、Sea-NACCS データの活用の推進等に向けて引き続き検討が必要であると認識しており、答申（案）の当該記述は、そのような趣旨として理解してよいか。
→ そのとおり。
- 既に行政記録情報等を活用している主要港湾においても、更なる拡大の余地があるとすれば、「主要港湾に留まっていることから」と限定的に記載しない方がよいのではないか。
→ 「主要港湾に留まっていること等から」に修正。

- (3) その後、部会審議に際して出された意見（いわゆる部会長報告メモ）について審議が行われ、本調査結果の公表の早期化の観点から、報告が遅延しているもの等について欠測値に係る補完推計手法を適用すること等を検討するよう、部会長から統計委員会に報告することとされた。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>

港湾調査の変更等の審議に際して出された意見について

港湾調査については、利用者のニーズ等に適切に対応するため、調査結果の公表の早期化の観点から、月報等について、報告義務者からの報告が遅延しているもの等について欠測値に係る補完推計手法を適用する等により対応することについて検討することが必要と考えます。

以上、報告します。

平成21年8月24日

美添 泰人